

大規模借地型稲作経営の現状と課題

—島根県における事例を中心に—

平塚 貴彦*

Takahiko HIRATSUKA

The Present Conditions and Problems of the
Large-Scale Tenant Farmers of Rice Production

1. はじめに

農業産出額に占める米の割合は、近年低下したとはいえず昭和56年で30.6%と単品では断然トップである¹⁾。しかし、わが国農業の最大の構造的弱点は、この稲作をはじめとする麦作、大豆作、飼料作などいわゆる土地利用型農業の近代化の遅れである。土地利用型農業は、いずれも経営規模の零細性と経済性の低さという困難な問題をかかえているのである。

こうした実態に対して、80年代に入って稲作など土地利用型農業の近代化に関する様々な政策、提言、見解が発表された。それらは、いずれも多少のニュアンスの違いはあるものの、一様に経営規模の拡大、それも借地型のそれを期待している。

したがって本稿でとりあげる大規模借地型稲作経営は、稲作近代化の担い手として位置づけられ、それが広範に形成されることが期待されているのである。もちろん、稲作近代化の担い手としては、他に種々の大規模な生産組織を忘れてはならない。ただ、それらが大規模借地型稲作経営と同等に生産力発展の主体として期待できるかどうかは問題である。

ところで、大規模借地型稲作経営とは何か。本稿では、稲作を基幹作物として、稲作の規模の経済性と自立経営水準の所得を実現するため、自作地に借地を加えて規模を拡大している家族経営で、その稲作規模5~10ha程度と定義しておく²⁾。ただ、5~10ha程度が大規模であるかどうかは問題かも知れないが、それが現実的な目標規模なのである。

さて、このような大規模借地型稲作経営は、各地に点

在的に形成されているが、十分面的な拡がりをもって形成されてはいない。そこに、稲作をはじめとする土地利用型農業の構造問題があるのであるが、点的に形成されているそれらの経営自体も様々な経営的(技術的、経済的)問題点を抱えているのではなからうか。そして、それぞれの大規模借地型稲作経営の実態は、それぞれの地域の稲作農業の実態を投影しているのではなからうか。また、水田の技術的条件、若年労働力不足、高令化など、条件的に恵まれない農山村・山村部では、平坦部・平地農村部に比べてとりわけ問題が複雑で深刻であると思われる。そこではまた、産業構造上農業の地位が相対的に大きく、農業産出額中米の占める割合の大きい地域が少なくなく、稲作農業の問題はまさに地域経済の重要な問題でもある。

このような問題意識のもとに、この小論³⁾では、島根県内の農山村・山村部の5戸を含む8戸の大規模借地型稲作経営の実態調査をもとに、経営の実態を分析することにより、大規模借地型稲作経営発展への課題したがって成立条件を明らかにしたい。このことはまた、それぞれの地域の稲作農業近代化への課題を示唆する意味も持っているといえる。

2. 島根県における稲作農業をめぐる諸条件

1) 稲作の経済的地位

島根県の産業構造の特徴の一つは、農業のウエイトが高いことである。産業別就業人口構成比中農業の割合が19.6%を占め、全国の9.8%の2倍である(昭和55年⁴⁾)。また、産業別純生産額構成比でも島根県の農業割合6.3%は、全国の3.4%に対して1.85倍になっている(昭和54年⁵⁾)。

* 農業経営学研究室

第1表 貸借による農地流動化の実態

順位	利用権設定率		借入耕地率	
	町村名	数値	町村名	数値
1	都万 N	12.8%	都万 N	23.5%
2	五箇 N	12.3	五箇 N	22.5
3	桜江 S	9.9	西郷 N	17.2
4	海士 N	9.1	温泉津 N	13.9
5	旭 S	7.5	仁摩 N	13.6
6	西郷 N	6.7	海士 N	13.5
7	大社 H	6.5	桜江 S	12.7
8	瑞穂 S	6.1	湖陵 H	11.5
9	弥栄 S	5.9	島根 N	11.2
10	仁摩 N	5.8	西ノ島 N	11.2
11	金城 S	5.5	加茂 N	11.1
12	東出雲 H	5.4	羽須美 S	10.5
13	温泉津 N	5.2	大社 H	9.9
14	西ノ島 N	5.1	瑞穂 S	9.9
県計	57市町村	3.0	59市町村	7.0
平地農村	11市町	2.5	11市町	6.0
農山村	20市町村	3.5	22市町村	8.5
山村	26町村	3.1	26町村	6.7

出所：利用権設定率はS58年12月末現在（県農政課調べ）のデータより作成。

借入耕地率は1980年農林業センサスより作成。

注1) H=平地農村, N=農山村, S=山村。

2) 利用権設定率には布施村, 知夫村は該当せず入っていない。

3) 利用権設定率=利用権設定面積÷農振地域内農用地面積×100%。

4) 借入耕地率=借入耕地面積÷経営総耕地面積×100%。

このように島根県では農業が産業上きわめて重要な位置を占めており、その農業の中ではとりわけ稲作のウエ

イトの大きいことが特徴である。農業粗生産額の品目別構成割合をみると、米が1位で47.7%を占め、対全国特化係数は1.43と高い（昭和54年）。そして、米の割合が50%以上の市町村は28（59市町村の47.5%）もあり、そのうち12市町村（20.3%）では60%以上に達している。¹⁰⁾

こうした実態から、全体的に稲作の振興は島根県農業発展の重要な鍵を握っており、稲作ウエイトが高く農業が基幹産業である地域では、地域経済・地域社会の動向にも大きな影響力をもっているといえる。

2) 生産基盤としての水田の技術的条件

島根県農業において稲作のウエイトが大きい一つの要因は、耕地中の田の比率が高い（島根県74%、全国54%、昭和56年）ことである。¹¹⁾ また、水田の技術的条件が劣悪なため、水田の高度利用が行われていない（耕地利用率は全国102.9%、島根92.5%、昭和56年）こともある。¹²⁾ 水田の技術的条件の劣悪さは、稲作だけでなく地域農業全体にとって悪条件になっているといえる。

水田の技術的条件は、全国に比べてすべての面で劣悪である。島根県は山間部の条件の悪い水田が多いこともあるが、水田の整備が遅れており、傾斜が強く、団地規模が小さく、区画も小さいうえに湿田が多くなっている。¹³⁾ したがって、稲作はもとより島根県農業の振興には水田の圃場整備が緊要である。

第2表 稲作の階層構造

（単位：戸, ha, %）

水稲面積規模	収穫農家数	同左構成比	収穫面積	同左構成比	田の経営面積	同左構成比	田の借入面積	同左構成比	田の借入面積	同左構成比	田の借入面積率	
												同左構成比
都	0.1~0.5	2,093,341	58.2	558,311	26.2	662,653	27.0	247,784	46.7	37,339	26.5	5.6
	0.5~1.0	934,238	26.0	643,736	30.2	742,117	30.3	161,984	30.5	40,675	28.9	5.5
	1.0~2.0	455,192	12.6	610,812	28.7	690,582	28.2	93,478	17.6	38,543	27.4	5.6
府	2.0~3.0	88,796	2.5	209,588	9.8	232,975	9.5	19,362	3.6	13,578	9.6	5.8
	3.0~5.0	25,640	0.7	91,019	4.3	100,609	4.1	7,189	1.4	8,496	6.0	8.4
県	5.0以上	2,576	0.1	16,938	0.8	21,933	0.9	771	0.1	2,223	1.6	10.1
計		3,599,783	100.0	2,130,403	100.0	2,450,870	100.0	530,568	100.0	140,853	100.0	5.7
島	0.1~0.5	34,598	55.4	9,713	29.4	11,400	30.5	4,687	43.5	747	28.0	6.6
	0.5~1.0	21,247	34.0	14,616	44.3	16,444	44.0	4,126	38.3	1,005	37.6	6.1
	1.0~2.0	6,361	10.2	7,995	24.2	8,805	23.6	1,785	16.6	710	26.6	8.1
根	2.0~3.0	233	0.4	525	1.6	565	1.5	140	1.3	129	4.8	22.8
	3.0~5.0	37	0.1	125	0.4	132	0.4	30	0.3	53	2.0	40.2
県	5.0以上	6	0.0	38	0.1	40	0.1	6	0.1	26	1.0	65.0
計		62,482	100.0	33,011	100.0	37,387	100.0	10,774	100.0	2,671	100.0	7.1

出所：1980年農林業センサスより作成。

注1) 水稲収穫面積0.1ha未満については除かれている。

2) 田の借入面積率は、(田の借入面積÷田の経営面積×100%)として計算してある。

3) 計の構成比は四捨五入の関係で100.0にならないものがある。

3) 貸借による農地流動の地域性

農業経営の零細構造を改善し、中核的担い手を育成して農業近代化を図るため、貸借による農地の流動化が期待されている。昭和55年の農用地利用増進法の制定で、農地政策の根幹は自作農維持から貸借促進による中核農家への利用権集積へと完全に転換した。農政の基本が構造政策に置かれることになったのである¹⁴⁾。

農用地の利用権設定面積は次第に増加しているが、第1表で利用権設定率を経済地帯別にみると（島根県には都市近郊農村はない）、平地農村 2.5%、農山村 3.5%、そして山村 3.1%で平均 3.0%となっている。相対的に労働市場が未発達で兼業機会が質量ともに少なく、農業条件も劣るとみられる農山村や山村の方が利用権設定率の高いことは注目される。

この利用権設定率が比較的高い5%以上の市町村をみると、大社、東出雲を除くと隠岐郡の5町村をはじめ条件に恵まれない農山村・山村に集中している（第1表）。

これらと同じような傾向が借入耕地率にもみられる（第1表）。それは平地農村6.0%、農山村8.5%、そして山村6.7%で平均7.0%である。利用権設定率との間に大差があるのは、一つは分母の違いであり（分子は利用権設定面積もほとんど耕地）、いま一つは借入耕地には相対による借入（いわゆるヤミ小作）も含まれているからである。借入耕地率の高い町村も利用権設定率の場合とほぼ同じような傾向がみられる（第1表）。とりわけ都万村（23.5%）、五箇村（22.5%）、西郷町（17.2%）などの高さが目立っている。

4) 稲作の階層構造

水稻の1戸当たり平均収穫面積は、第2表から計算すると、都府県 59.2a、島根県 52.8a といずれにしても零細である。わが国では大規模層に属する収穫面積 3ha 以上層の田の面積、収穫面積、借入面積についてそれぞれのシェアをみると、都府県の場合でも1割にはるかに及ばず、大規模層が少数派にとどまっていることがわかる¹⁵⁾。そして、それらの指標を島根県についてみると一層きわだっており、田の面積と収穫面積のシェアはいずれも 0.5%（都府県の1/10）にすぎないのである。

ただ、島根県は 2ha 以上層の田の借入面積率はとりわけ高く、稲作上層農家は自作地が少なく借入で規模拡大を進めていることがわかる。また、島根県は全体的にも貸借による水田の流動化が比較的進んでいるといえる。

3. 大規模借地型稲作経営の経営要素構造

1) 農業労働力の構成

農業労働力は第3表のように、家族が主体で雇用なし¹⁶⁾が3戸もある。No. 4 と No. 6 は多角化していることもあって雇用が多くなっている（第3、4表）。また、No. 1, 2, 4, 5 の各農家は経営主が若く、No. 3 と 8 は後継者がおり、No. 6 も見通しが立っていて家族経営として展望がある。しかし、No. 7 は長男が交通事故で農業が十分できず、将来的には問題を含んでいる。

2) 経営水田

自作水田面積は、No. 2, 3 以外は大きくなく、とくに No. 1, 6, 7, 8 は 50a 未満と零細である。一方、借入水田面積は 226a~546a と大きく、借地率は No. 2, 3 が50%未満の他は79.4~92.5%と文字通り借地型である。経営水田の技術的条件は一部を除いて悪い。湿田や半湿田が多くて、排水が悪いこと、区画が小さい¹⁷⁾ことなどである（以上第3表）。圃場整備（区画整理、用排水施設、乾田化）の必要な田の多いことがわかる。

3) 機械装備と稲作作業体系

第3表のように中型機械化一貫体系が基本であるが、水田の技術的条件が悪いため、機械の能率が十分発揮されない経営が多く、トラクターやコンバインが使えない田もある。そのため、一部の水田では作業受託田も含めて耕耘機による耕耘・代掻、手植え、バインダーでの刈取りやハーベスタでの脱穀（前提に委託者による手刈り稲架乾燥もある）などが行われている。その上、水田が分散しているためトラクターやコンバインを1台では移動に時間がかかるので2台所有している農家もあり、共同所有なども行われていない。

このように、借地による規模拡大が労働生産性の向上に十分結びつかない実態がある。

4. 大規模借地型稲作経営の水田借入形態と借入条件

借入形態は第3表によると、相対（いわゆるヤミ小作）と農用地利用増進事業によるものとに分かれ、農地法上の借入はない。No. 5, 6 はほとんど相対型であるが、他の経営は利用増進によるものが多くなっている。

契約期間は相対型ではほとんど毎年更新だが、貸手からの返却要請は皆無に近いため継続性は高い。利用増進事業の場合は、貸手に奨励金が交付されることもあって、3年とか6年が多く、貸借は長期継続化の傾向にある。このように借入形態の如何を問わず期間が長期化している¹⁸⁾のは、貸手に高齢者世帯や安定兼業農家が多く、脱農傾向を強めているためであろう。

したがって、水田用役市場は貸手優位化しつつある

第3表 大規模借地型稲作経営の経営構造 (その1)

項目 農家	農業経営要素構造			水田の借入形態・条件等
	農業労働力	経営水田面積と技術的条件	稲作作業体系	
No. 1 (出雲市)	経営主(41才)と妻 雇用(男25日, 女30日)	自44a(4筆), 借546a(47筆, 分散, 湿田), 計590a(分散)	中型機械化一貫体系	相181a, 利365a, 地(相2.5俵, 利1.7~2俵), 期(相・なし, 利・3年302a, 6年63a), 貸手は安定兼業中心, 条件の悪い田は更新時(利用権)に返却したい。
No. 2 (大田市)	経営主(42才)と妻 雇用なし	自332a(13筆, 半湿田), 借327a(12筆, 半湿田), 計659a(6団地, 排水不良)	中型機械化一貫体系	相18a, 利309a, 地(ともに2俵), 期(相・1年更新, 利3年プラス6年)貸手は安定兼業中心, 土地用役の需給関係から借手優位になる→長期的には地代低下の可能性有。今後担い手(借手)の確保が心配。
No. 3 (大田市)	経営主(55才)と妻, 長男(27才), 雇用(女52日)	自273a(12筆, 半湿田), 借226a(7筆, 半湿田), 計499a(4団地, 排水不良)	中型機械化一貫体系	相17.7a, 利208.2a, その他の事項はNo.2と同じ。
No. 4 (温泉津町)	経営主(36才)と父 雇用(男40日, 女60日)	自140a(9筆, 半湿田), 借540a(80筆, 38aのみ圃場整備済み, 乾田・半湿田各1/2), 計680a(分散度大)	中型機械化一貫体系 その他(ハーベスタ)	相160a, 利380a, 地(圃場整備田2俵, 他は1俵, 圃場整備すると地代は上昇する傾向), 期(相1年更新, 利3~6年, 25aは10年), 貸手は高令者世帯が多い, 貸付希望多いがUターンで借手もある(担い手育成のため貸手を選択あっせんしている)。
No. 5 (横田町)	経営主(38才)と妻 雇用なし	自114a(20筆, 62a乾田, 他は半湿田), 借444a(83筆, 352a乾田, 他は半湿田, 4団地), 計558a	中型機械化一貫体系	相414a, 利30a, 地(73a—1.5俵, 266a—2俵, 21a—2.25俵, 47a—2.5俵, 37a—転作奨励金全部), 期(相1年更新, 利1年), 貸手は高令者世帯, 自営兼業など様々, 条件の悪い田はことわる(貸付希望は増加傾向)。
No. 6 (西郷町)	経営主(51才)と妻, 長男(20才, 1~2年後婦農予定) 年雇女2人, 雇用(男約50日)	自40a(2筆, 半湿田), 借380a(38筆, 半湿田, 分散), 計420a	中型機械化一貫体系 その他(バインダー, ハーベスタ)	相380a, 利0, 地(2万円, 親せきなど92aは地代ゼロ), 期(定めなし, 返却希望なし), 貸手は高令者世帯中心, 貸付希望は今後も増加(借手がいるかどうか問題)
No. 7 (都万村)	経営主(58才)と妻 雇用なし	自44a(5筆, 半湿田), 借336a(37筆, 半湿田, 分散, 排水不良), 計380a	中型機械化一貫体系 その他(耕耘機, バインダー)	相0, 利336a, 地(平均24,500円), 期(1~6年, 中心は3年プラス6年296a), 貸手は高令者世帯が中心, 地代ゼロで貸付希望があるが圃場条件が悪いと借手がない。貸付希望は増えるが借手がいるかどうか問題。
No. 8 (都万村)	経営主(60才)と妻 長男(27才)と妻 雇用(女9日)	自42a(4筆, 半湿田), 借417a(47筆, 半湿田, 分散, 排水不良), 計459a	中型機械化一貫体系 その他(耕耘機, 歩行田植機, バインダー)	相103a, 利314a, 地(平均2万円), 期(相定めなし, 利3年プラス6年が中心), 圃場整備が必要だが, 高令者世帯や兼業農家は消極的→今後荒廃の恐れ大。

出所: ききとり調査より作成 (S57年実績)

注1) 自=自作水田, 借=借入水田,

2) 中型機械化一貫体系=(乗用トラクタ+動力田植機+自脱型コンバイン+動力乾燥機+動力糶摺機)の作業体系

3) 相=相対による借入, 利=農用地利用増進事業による借入, 地=地代, 期=借入期間

第4表 大規模借地型稲作経営の経営構造 (その2)

農家	項目	農業経営の規模・組織等			稲作の特色, 問題点, 課題
		水稲面積	水稲の作業受託	転作	
No. 1 (出雲市)	522a	育・耕・代・植1.3ha, 乾・調1.5ha, 刈・乾・調10ha	水稲青刈(ブドウ畑のしきわら用) 68a	温室ブドウ40a	単480kg(400kg—虫害), ブドウと労働や競合, 借地中心に管理徹底し単収増へ, 団地化できれば10~15ha可能, 虫喰いの荒し作り田が増えて困る。
No. 2 (大田市)	551a	全面受託, 45a, 育・耕・代・植30a, 刈・乾・調30a	玉ネギ18a, イチゴ1,047m ² , メロン810m ²	—	単450kg(360kg—ハウスと競合, 管理不十分, 虫害も, ただ同じ条件下で540kgとった人あり), 管理充実で単収増へ, 借入田の選択と内容充実必要, 排水改良。
No. 3 (大田市)	409a	育・耕・代・植60a, 刈・乾・調200a	イチゴ1,380m ² , メロン1,104m ² , 甘しょ30a, ブドウ20a, 大根・カブ30a	—	単450kg(270kg—原因などNo.2と同じ)栽培管理の徹底化がとくに必要, 排水改良, 乾田化すれば10haは十分可能。
No. 4 (温泉津町)	635a	全面受託1ha, 育・耕・代・植4ha, コンバイン刈取7ha, ハーベスタ脱穀・乾・調13ha	飼料用トウモロコシ45a	和牛メス5頭, ロメン990m ² , 転作代行23a, 保全管理7ha(4戸共同)	単420kg(330kg—虫害, 粗放栽培, 平年作の人もあり), 借地中心に整理して単収増へ, あまりに多角化しすぎている。圃場整備が必要。
No. 5 (横田町)	514a	育・耕・代・植1.2ha, 刈・乾・調1.3ha	飼料作物44a	和牛メス2頭(5~6頭へ増頭予定)	単520kg(560kg—半中苗・粗植方式で一般減収なのに増収), 水管理・土づくり・健苗育成で一層の単収向上へ, 借地の選別, 現金支出の少ない複合経営へ。
No. 6 (西郷町)	420a	育・耕・代・植10ha, コンバイン刈取5ha, ハーベスタ脱穀6.2ha, 乾・調11.2ha	—	転作代行98a(小豆, 黒大豆, 大納言, ソバ), ハウス野菜650m ²	単390kg(400kg), 作業受託にふりまわされて単収や品質低下, 分散・小区画で能率も悪い, 借地中心へ徐々に転換, 圃場整備が必要。借地選択へ。
No. 7 (都万村)	374a	全面受託4ha, 育・耕・代・植1ha, 刈・乾・調2ha	オーレン6a	—	単512kg(400kg—秋ウンカ), 作業受託は作業計画問題が多い, 出来るだけ条件の良い借地を増やしたい。圃場整備が必要, 整備されれば10ha可能。
No. 8 (都万村)	452a	全面受託1.8ha, 耕・代90a, 刈50a, 乾・調2ha	オーレン7a, レンコン20a(湿地)	S59年よりハウス野菜を導入	単530kg(360kg—秋ウンカ), 作業受託より借地を選別しながら借地中心で。貸手は時代の変化をみて考え方を改める必要あり(借地選択の時代)

平塚：大規模借地型稲作経営の現状と課題

出所：ききとり調査より作成 (S57年実績),

注1) 育=育苗, 耕=耕耘, 代=代掻, 植=田植, 刈=刈取, 乾=乾燥, 調=調製, 全面受託=育+耕+代+植+刈+乾+調

2) 単=10a当り収量, ()内はS58年単収。

が、今後は借手不足が心配されている。とりわけ農山村・山村では、水田用役市場が構造的な「必要な供給増加」＝「借手なき貸付希望増加」の状態になりつつある。これは、第3、4表でもわかるように、すでに借手による借入水田の選択が始まっていることから明らかである。

このように水田用役需給関係の緩和が必ずしも稲作農業の構造変革に結びつかないところに問題がある。貸付希望があっても水田の技術的条件が悪いため借入希望がない（地代ゼロでも借手のない水田がある）というまさに上記の「必要な供給増加」の現象なのである。ここでとりあげた農家は、点的存在であるが、彼らは水田の技術的条件を整えば一層の規模拡大（10ha程度、第4表）も可能だとしている。したがって「必要なき」というのは水田の技術的条件が悪い場合の現象でもある。

水田の技術的条件が改善されないと、貸付希望増加という構造変革への条件形成が無駄になってしまい、地域農業の貴重な担い手の経営発展をも阻害することになる。このことは地域農業の活力低下、衰退につながり、産業構造上農業のウェイトが高くてとりわけ稲作が大黒柱である地域では、地域経済・地域社会の動向に重要な影響を与える問題でもある。

さて、借入水田の地代は借入形態による差はないが、税金が相対では貸手に、利用増進事業の場合は借手にそれぞれかかるため、No. 1ではその点を考慮して差をつけている。多くの農家では水田の技術的条件（平年単収、区画、形状、排水の良否など）で地代に差をつけている。また、圃場整備が行われると地代の増額を要求する貸手もあり、借手市場下でも地代は下りにくいという。その理由は、水田の技術的条件の向上（一時的な単収低下はあるが）に加えて、高齢者世帯などでは経済的余裕に乏しいため圃場整備費負担の一部を地代増額で賄おうとするためである。しかし長期的には水田用役需給が一層緩和することみられ、地代は低下するだろう。

5. 大規模借地型稲作経営の稲作部門の実態

1) 稲作部門の規模

第4表によると、水稻の作付面積は3～4ha 1戸、4～5ha 3戸、5ha以上4戸で、稲作の階層構造や経営水田の所有構造の現状からみて文字通り大規模借地型稲作経営である。

稲作部門には各農家とも作業受託がある。No. 2, 4, 7, 8には全面作業受託があり、なかでもNo. 7は4haと大きい。その他、No. 1, 4, 6では収穫・乾燥・調製の受託が10haを超えている。

各農家とも水稻作付面積に作業受託面積を加えると、各作業規模は相当大きくなり、文字通り各地区の稲作を支える担い手として重要な役割を果たしている。

2) 農業経営組織

転作はNo. 2, 3が地区の集団転作に参加して、野菜作を積極的に導入して転作を経営複合化の契機にしている他、他の農家も複合化を目指している。No. 1は温室ブドウ、No. 4は和牛繁殖と温室メロン、そしてNo. 5, 6, 8の各農家も複合化への布石を打っている。したがって、No. 7がほぼ水稻単作組織である他は、各々稲作を基幹作目とする複合経営確立への過程にあるといえる。

3) 稲作部門の実態

水田の技術的条件が悪いことはすでに述べた。それは機械装備状況（稲作作業体系と関連している）からもよく理解できる。したがって現状では労働生産性の向上はあまり期待できないのではないかと。

規模拡大による労働生産性向上に劣らず経営にとって規模の経済性を発揮するために大切なことは、単収（土地生産性）の向上である。第4表によると各農家の単収は昭和58年にはほとんど大幅に減少している。その主因は秋ウシカなどの虫害といわれているが、各農家の問題点などをみると必ずしもそれだけでない。No. 2, 3は同じ条件下で540kg収穫した農家があることからみて、No. 1, 4は他部門との関係などから、そしてNo. 6, 7, 8は作業受託優先の作業順序などの影響から、それぞれ栽培管理が不十分になっている点に原因があるといえる。No. 5については大幅増収になっているが、これは後述する。

単収低下の原因は様々で複雑であるが、基本的栽培管理の不徹底が共通要因のようである。その背景として、稲作と他部門との労働力利用調整、委託者主導の作業受託（全面受託を含む）と経営地（自作+借入）との作業順序調整などがうまく行われていないことがある。土づくりや健苗育成なども不十分である。結果的には兼業農家の荒らし作りと同じような現象をもたらしているのである。その他、No. 1など多くの農家では周辺に荒らしづくり田が点在し、除草や害虫防除などが適切に行われず少なからずその影響を受けていることや、一部の排水路掃除の不徹底から収穫期に雨量の多い時、隣接田から自分の田に水が入っていることなども指摘されており、こうした周辺の稲作の粗放化による外的要因も無視できなくなっている。

これらの実態は、稲作の担い手が少なくなり、全般的に稲作に対する意欲が減退し、一定の地域的範囲で稲作

生産力が衰退してきていることを示しているといえる。

このような現状に対し、各農家は経営の基本方向として作業受託よりも借地型へ、借地の選別、栽培管理の充実による単収向上、そして第4表では割愛したが、作業受託では受託者と話し合っ、品種構成の適正化（コシヒカリへの集中を避けて2〜3品種にしてバランスをとる）や作業順序の調整などを進めようとしている。稲作部門の質的充実を目指しているのである。したがってその背景にある水田用役市場の借手優位傾向を、各農家の内実の伴った規模拡大や新しい担い手形成といった地域稲作農業の構造変革（近代化）へと結びつけていく必要がある。

6. 大規模借地型稲作経営の課題

以上で考察してきた8事例は、いずれも完成した経営でなく、様々な問題点をかかえている。実態分析をふまえて、地域の稲作農業近代化の担い手である大規模借地型稲作経営の発展への課題、したがってその成立条件を、No. 5農家の実態を紹介しながら整理してみよう。

1) 稲作部門の質的充実と適正規模

生産者米価が低迷し、面積規模の拡大も水田の技術的条件や小地片の分散などから容易ではないため、大規模借地型稲作経営としてもある程度制約された規模で経営の集約化・質的充実への創意工夫が必要になっている。

ここで No. 5 農家の場合を紹介しよう。

No. 5 農家は夫婦2人で極力雇用労働力に頼らないこと、綿密な栽培管理ができることを前提として、現状以上の面積拡大は条件の悪い水田の借入れを伴うことなどから5〜6ha程度（昭和58年作付面積514a）が適正であるとしている。ただ、現在の棚田が圃場整備されれば7ha程度は十分可能であるという。他の農家が10ha程度可能としているのに対し、慎重である。

そのため、No. 5 農家は新規の貸付希望には経営の質的充実に配慮して慎重に対応している。例えば土地条件の悪い山間棚田で単収が7俵程度で不安定な場合、能率が低く地代ゼロでもことわっている。むしろ、単収9俵で地代2俵の普通の水田の方が手取単収は同じでも有利なのである。経営の質的充実に優先し、借地の選択を実行しているのである。

したがって、いたずらに借地面積の拡大を図るのでなく、借入条件を改善しつつ、各経営が規模の経済性を発揮しうる適正な規模の実現を目指さなくてはならない。

2) 単収（土地生産性）の向上

土地利用型農業において規模の経済性を発揮するには、もちろん規模拡大による労働生産性の向上が必要で

あるが、単収の向上も劣らず重要である。にもかかわらず、しばしば労働生産向上のみが重視され、高度経済成長期を通して単収向上への配慮が欠けていた。ようやく近年、単収向上の重要性が再認識されるようになった。事実、5ha程度以上の大規模経営の場合、経済性に影響するのは面積規模よりもむしろ単収である場合が少なくない¹⁹⁾のである。

さて、No. 5 農家の単収向上対策を紹介しよう。No. 5 農家は稲作の基本方向を単収向上による質的充実（10a当り所得増加）に置いている。対策の第1は土づくりである。コンバイン刈取りの生ワラを有機質肥料として肥効が長期持続発揮されるようにできるだけ深くすき込み、これが根ぐされ防止対策にもなっている。なお、自宅周辺にある自作水田にはきゅう肥も投入しているが、借入地は自宅から離れており、労働力もかかるため生ワラのすき込みに頼っている。第2は徹底した水管理で、1日に1〜2回オートパイで見廻る。水深の調節はとりわけ湛水を深くして水温の低下を防ぎ、生ワラなど有機質の分解を抑制して根ぐされの発生も防ぐ。第3は定期的な畦畔草刈取りの実行。そして第4は育苗・移植段階での新技術の導入である。

この新技術を昭和58年に290aの水田で実践した。播種を約一週間早めて薄播き（育苗箱1箱当り1.8〜2合のところを1.3合播く）し、保温折衷方式で半中苗（普通約22日苗の稚苗に対し30〜35日苗）を作る。すなわち健苗の育成である。移植は苗の本数を少なくするので、移植直後は貧弱に見えるが、その後の徹底した水管理など綿密な栽培管理でむしろ成長は良好であった。

その結果、昭和58年の作柄は全般に悪かったが、No. 5 農家では新技術導入田でコシヒカリが平均9俵、日本晴・ヤマビコが10.2〜10.3俵収穫でき、稚苗植の平年作対比で約1俵程度増収のメドが立ったとみている。これも第1〜3の対策があってこそ実現したといえよう。昭和58年単収は昭和57年単収を40kg上回った（第4表）が、No. 5 農家の周辺農家ではおおむね昭和57年比1俵ないしそれ以上の減収になったといわれている。その原因は気象や病害虫の影響よりも、主としていわゆる荒らし作り（手抜き栽培）にあるとみられている。

以上、単収向上で地代負担を相対的に軽減して所得増加を図るというねらいが結果しつつある。

3) 稲作を基幹作目とする複合経営の確立

すでに1)で述べたように、大規模借地型稲作経営の稲作部門の適正規模を、稲作単一経営で自立経営水準の所得を獲得できる程度に必ずしも設定しようとはいえない。またできたとしても単一経営による経営諸要素の低

利用は、稲作にとっても経営全体にとっても得策ではない。

したがっていずれにしても、稲作との間に補完的あるいは補合的關係を形成しうる他作目を導入し、経営諸要素の高度利用により、稲作の経済性向上と経営全体の所得増加を実現する方向が必要である。ここでとりあげた8事例は、No. 7 農家を除いて、複合経営確立を目指している。ただ、すでに部分的に指摘したように、他の作目と稲作との一部労働競合や、あまりに多作目化（多角化）していかえって稲作に悪影響を及ぼしている事例もみられ、合理的な複合化が必要である。

そこで、No. 5 農家の経営複合化への取組みを紹介しよう。これはもとより未完成であるが、その考え方は地味であるが山村地域などでは一つの方向を示唆しているといえる。

稲作を基幹作目に労働力、土地、および副産物等を有効利用する複合自立経営確立のため、No. 5 農家は繁殖用和牛を2頭飼養している。子牛価格が低迷している現在は増頭のチャンスとみて、近く5～6頭にすることを考えている。和牛繁殖部門の拡大は、稲作部門との補合・補完関係を十分活用することで、生産コスト低減と経営全体の所得増加を可能にする。

ところで、和牛繁殖部門拡大の粗飼料基盤はすでにある。第1は、転作で44aの飼養圃を確保し、サイレーズと乾草を作っており、5～6頭は十分飼養可能である。第2は稲ワラ自給が十分可能なことである。収穫時に細断せず、雇用労働力を入れて生ワラを束ねて立てておいて乾燥させる方法（婦人2人で30～40a可能）もある。稲ワラ不足は年々深刻化しているので、この点は大きな強みで、飼料費の節約と外給費用の節減ができる。また、稲作規模が大きく、稲ワラサイレーズの生産も可能である。そして第3は畦畔草など野草の利用である。高単収で経済性の高い健全な稲作には、定期的な畦畔草の刈取りが不可欠であるが、現在刈り取られた畦畔草は相当部分が無駄になっている。一般的にも豊富な畦畔草や野草の利用は、和牛増頭の大切な要件の一つであろう。

以上、No. 5 農家は和牛繁殖部門の存立・拡大の基礎を豊富かつ経済的な粗飼料自給基盤に求めている。水田利用再編対策の活用と自給稲ワラや畦畔草などの有効利用である。そして、経営全体の私経済性（農業所得）の向上を、生産資材の自給率向上したがって外給経営費用（現金支出）の節減で表現し、併せて両部門での副産物等の相互利用、労働力、土地など経営要素の高度利用による生産コスト低減をも目指しているのである。

4) 作業受託から借地（経営受託）へ

8事例のすべてが作業受託（全面作業受託を含む）を行っているが、今後の方向としてはほとんどが作業受託より借地を重視している。作業受託は経営主宰権が委託者にあり、品種選定や作業時期の選定などが委託者主導で行われ、受託者は受動的に対応せざるを得ない。そのため、経営地が多くて作業受託面積も多い上に各作業面積が不均等だと、稲作全体の作業計画に無理が生じ、作業受託地を優先せざるをえないため自作地、借入地が順次犠牲になりがちで、適期適作業が実施できず経営地での収量や品質の低下を招く。また、作業受託は労働能率追求型であるが、圃場整備が不十分で圃場も分散していると成果があがりにくい。ただ、作業受託が借地へと進展するケースも多く、将来の借地拡大と借地内容充実に備えて土地条件等を考慮して対応していくことも必要である。

5) 圃場整備の推進

以上、大規模借地型稲作経営発展への諸課題を指摘してきたが、これらの課題の解決はまたそれぞれの地域の稲作農業近代化を進めるためにも必要なことである。そしてこれらはいずれも主として、個別経営の努力に委ねられているが、問題は最も重要な基本的課題である圃場整備である。これは行政の課題でもあるが、地域ぐるみで解決すべき課題である。最後に圃場整備推進の意義や望ましい方法等について指摘しておこう。

圃場整備の推進は8事例の実態分析からみても、稲作農業発展にとって緊要な対策の一つである。それはまた、稲作だけでなく水田の高度利用による稲作を基幹作目とする複合経営の形成、地域農業、地域経済、そして地域社会の活性化にとっても必要である。したがって、圃場整備は水田の借手だけでなく貸手にとっても必要で、「借手なき貸付希望増加」による「水田の荒廃＝地域社会の衰退」を避けるための対策の一つでもある。こうした総合的な視点で圃場整備を把えるべき段階に、とりわけ農山村・山村はきているのである。

ところで圃場整備は補助事業であるが、地域によってあるいは水田の条件によって望ましい圃場整備の内容は異なるから、補助金や農家の負担金を有効に活用するためにも、例えば「単位面積当り一定の金額を補助し、他の一切を受益者（地元および農家）に一任する方式」を考えてみる必要がある。地元や農家が一定の補助金の他にどれだけ自己負担を追加しようと、また圃場整備の内容についても一切制限しないという弾力的方式の採用である。

こういう方式を採用すると、地域ごとに関係者は水田

の現状と問題点、あるべき圃場整備の内容と費用負担、そして圃場整備後の水田利用と農業のあり方などを、文字どおり自分達の問題として現行方式の場合以上に自主的に真剣に話し合わなくてはならなくなる。この点、現行の方式では事業のハード面だけが問題視されがちで、しかも画一的であるため、ソフト面がなおざりになり、莫大な投資が十分生かされないことが多かったが、その弊害が避けられるのである。したがって、この方式の採用が全関係農家による自主的な取り組み・話し合いの契機となり、地域農業の変革へ農家の意識を内発的に活性化することにもなるだろう。

(注)

- 1) 農林統計協会『昭和58年度農業白書附属統計表』による。
- 2) 主なものとして、農林水産省大臣官房企画室『80年代農政の推進方向』昭和57年12月、全国農業協同組合中央会『日本農業の展望と農協の農業振興方策』昭和57年5月、全国稲作経営者協会『稲作経営者として勝ち残る道(提言)』昭和57年10月、総合研究開発機構『農業自立戦略の研究』昭和56年8月、などがある。
- 3) 農業の担い手には直接的担い手と間接的担い手がある。安達生恒編著『農林業生産力論』、お茶の水書房、1979年12月、所収の第3章の第1節(拙稿)参照。
- 4) ここでは「規模の経済性」とは大規模経営の生産上の有利性をいう。磯辺秀俊著『農業経営学』、養賢堂、昭和46年1月、参照。
- 5) 詳しくは拙稿「大規模借地農稲作の経済性」山田弘・桜井倬治編著『コメの経済学』所収、富民協会、昭和59年7月参照。
- 6) 例えば中嶋氏は15~30haを「大面積」としている。中嶋千尋「大面積借地農と土地持ち自家菜園農家とへの両極分解を推進せよ」『農業と経済(昭和55年臨時増刊)』昭和55年12月。
- 7) この小論は、拙稿「島根県における稲作農業の現状と展望—大規模借地型稲作経営の実態分析を中心に—」島根大学地域農業構造問題研究会『地域農業の振興と担い手に関する調査研究—土地利用型農業を中心に—』昭和59年3月、の中心部分を大幅に加筆修正したものである。
- 8) 島根農林統計協会『島根農林水産統計年報(昭和55~56年)』、昭和56年12月、より計算。
- 9) 島根農林統計協会『島根農林水産統計年報(昭和54~55年)』、昭和55年12月、より計算。なお、このデータとしては、昭和55~57年が米の不作年であったため平年作の54年を使った。
- 10) 同上資料より計算。
- 11) 島根農林統計協会『島根農林水産統計年報(昭和56~57年)』、昭和57年12月、より計算。
- 12) 農林水産省『耕地及び作付面積統計(昭和57年)』、昭和58年3月による。
- 13) 詳しくは、前掲注7)の拙稿参照。
- 14) その背景など詳しくは拙稿「農地利用の再編問題」上村恵一教授定年退官記念論文集編集委員会編『地域農業の振興と計画』所収、楽游書房、昭和56年3月、参照。
- 15) 都府県の場合の階層構造の動向については前掲注5)の拙稿参照。
- 16) 多角化と複合化のちがいについては、拙稿「農業における複合経営について」、島根大学農学部農山村地域開発研究調査室『農村開発 No. 7』所収、昭和51年3月、参照。
- 17) 圃場の分散が規模拡大に及ぼす影響については、例えば農村金融研究会『分散錯圃の実態と農地流動化の課題』、昭和57年3月、参照。
- 18) 貸借期間の長期化は全国的傾向である。例えば『昭和58年度農業白書』、参照。
- 19) 具体的な分析例としては、前掲注5)の拙稿参照。
- 20) 作業受託と借地の経営的な違いについては、例えば拙著『水稲請負耕作の経営と経済』、農林統計協会、昭和51年11月、参照。